

## 有害紫外線モニタリングネットワークにおけるデータの取り扱い要綱

有害紫外線モニタリングネットワーク事務局

本モニタリングネットワークでとりまとめられたデータは、様々な形態で広く利用されるべきものである。ここでは、ネットワークでとりまとめられたデータの利用に際して、混乱を避けるため、データの利用ルールを定めるものである。

### 1. 定義

本要綱で使用する語句を以下の通り定義する。

- (1) データ；各観測局で観測され、検証作業が完了したデータ。
- (2) ネットワークメンバー；本モニタリングネットワークを構成する各観測局および事務局の構成員。

### 2. 優先利用権

データは原則として一般に公開する。ただし、各観測局の知的財産権を守るために、データ取りまとめ年の翌一年間は、各観測局に優先利用権を与え、第三者（ネットワークメンバー以外）はデータを利用することはできない。但し、局担当者が許可した場合はその限りではない。

### 3. データの利用

- (1) 自局データの利用  
各観測局は自局のデータの利用については、特段の制限を設けない。
- (2) ネットワークデータの利用  
ネットワークメンバーが他局データを利用し、成果として公表する場合には、当該観測局と協議する。
- (3) 第三者がデータの利用を希望する場合は、上記（2）に準じた対応を行う。  
ただし、その時期は、優先利用期間以降とする。

### 4. ネットワークとしてのデータ公開

各観測局のデータの優先利用期間以降は、可能な限り数値データを公開する。

### 5. その他

- (1) 利用形態にかかわらず、公表する場合には、本ネットワークで得られたデータであることを明記する。
- (2) データを利用した成果については、成果物を事務局に送付する。